

静岡県告示第648号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、富士宮市非出資漁業協同組合（内共第11号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和2年9月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
富士宮市非出資漁業協同組合 富士宮市青木395-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第11号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和2年9月9日

別表

改正前					改正後					
<p>(遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、<u>第6条</u>の遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。</p>					<p>(遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、<u>第7条</u>の遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。</p>					
ア・魚種	イ・漁法	ウ・規模	エ・区域	オ・期間	ア・魚種	イ・漁法	ウ・規模	エ・区域	オ・期間	
にじます	餌釣	(略)	神田川神幸橋下流端から神田宮橋までの区域(以下「神田川特定区」という。)	1月1日から12月31日まで	にじます	餌釣	(略)	神田川神幸橋下流端から神田宮橋までの区域(以下「神田川特定区」という。)	1月1日から12月31日まで	
			神田川特定区以外の全区域	3月1日以降で組合が公表する日から10月15日まで				神田川特定区以外の全区域	3月1日以降で組合が公表する日から10月15日まで	
	ルアー釣	(略)	神田川特定区以外の全区域	3月1日以降で組合が公表する日から10月15日まで	ルアー釣	(略)	潤井川青見橋下流端から王子製紙堰堤までの区域(以下「潤井川特定区」とい	11月1日から翌2月20日まで	潤井川青見橋下流端から王子製紙堰堤までの区域(以下「潤井川特定区」という	11月1日から翌2月20日まで
			潤井川富士見橋下流端から王子製紙堰堤までの区域(以下「潤井川特定区」とい	11月1日から翌2月20日まで						

	フライ釣	(略)	う。)	
			神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで
	テンカラ釣	(略)	潤井川特定区	11月1日 から翌2月 20日まで
			神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで
		潤井川特定区	11月1日 から翌2月 20日まで	
(略)				

第4条 (略)

(キャッチアンドリリース区間の設置)

2 潤井川特定区において、11月1日から翌2月20日までの間、採捕したにじますは所持せずその場で再放流しなければならない。

	フライ釣	(略)	。)	
			神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで
	テンカラ釣	(略)	潤井川特定区	11月1日 から翌2月 20日まで
			神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで
		潤井川特定区	11月1日 から翌2月 20日まで	
(略)				

第4条 (略)

(採捕量の制限)

第5条 神田川特定区及び潤井川特定区を除く全区域において、にじます及びあまごを10尾を超えて持ち帰ってはならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

<p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第5条に基づく釣大会における大会遊漁料は、(1)及び(2)の規程にかかわらず次のとおりとする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>2 潤井川特定区において、11月1日から翌2月20日までの間、採捕したにじますは所持せずその場で再放流しなければならない。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条に基づく釣大会における大会遊漁料は、(1)及び(2)の規程にかかわらず次のとおりとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和2年9月9日から施行する。